## 内閣府令第二号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第八十九条第一項、 第九十三条第一項及び第三項、 第九十四条

第九十八条第二項、 第百条の二第五項、 第百一条第一項、 第百一条の二第四項、 第百二条第一項、

第百四条の三第二項及び第九項、 第百四条の四第七項、 第百六条、 第百七条の六並びに第百十四条の七並び

に道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号)第四十一条の三第四項の規定に基づき、道路交通法

施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年一月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号)の一部を次のように改正する。

第十七条第二項第一号中「国籍等」の下に「(以下「国籍等」という。)」を加える。

第十九条第一項並びに第二十条第二項第二号及び第三号中「国籍」を「国籍等」に改める。

第二十九条の三第一項を次のように改める。

. 15  $\times$  A + 1. 94  $\times$  B + 2 . 97 x C

この式において、 Á B及びこは、 それぞれ次の数値を表すものとする。

第二十六条の三第一号に掲げる方法により記述された事項についての次に掲げる数値の総

和

Α

認知機能検査を行つた時の年が記述されている場合には、 五

認知機能検査を行つた時の月が記述されている場合には、 四

Ξ 認知 機能検査を行つた時の日が記述されている場合には、三

四 認知機能検査を行つた時の曜日が記述されている場合には、二

五 記述された時刻と認知機能検査を行つた時の時刻との差に相当する分数が三十未満の場

合には、

В 第二十六条の三第二号に掲げる方法により名称が記述された物について、 次に定めるとこ

## ろにより算出した数値の総和

定の時間が経過した後において分類を再び示す前に名称が正しく記述された物の数に

二を乗じて得た数値

一定の時間が経過した後において分類を再び示す前に名称が正しく記述されなかつた物

のうち、分類を再び示した後に名称が正しく記述されたものの数に一を乗じて得た数値

C 第二十六条の三第三号に掲げる方法により描かれた図画についての次に掲げる数値の総和

一から十二までの数字が描かれている場合には、一 ( 一から十二までの数字以外の数字

が描かれている場合を除く。)

二数字が数の順に時計回りに描かれている場合には、

 $\equiv$ 一から十二までの各々の数字についてその描かれている位置が正しい場合には、

四 二の針が描かれている場合には、一

五 指示された時が表示されている場合には、

六 指示された分が表示されている場合には、

七 指示された時及び分が表示されている場合であつて、 時針が分針よりも短く描かれてい

るときには、

第三十一条の三の表、 第三十一条の五第二項及び第三十七条の六第一号中「 国 籍 を「 国籍等」 に改める。

別記様式第十二中「 H 離」 を 国籍等」 に改める。

別記様式第十六中「 別記様式第十五中「 国籍」 離」 を III |籍等] 田 槛 # に改め、 に改め、 同樣式備考2中「囲黜」 同樣式備考1 中「 本籍 を III 囲 |籍等] 離」 に改める。 本籍 囲 圍籍等」

をっ

に 囲 籍を記載」 を「 国等籍 を記載」 に改める。

田

をっ

別記様式第十七中  $\mathbb{H}$ 離」 を「 囲 離等」 に改め、 同様式備考1中「 本籍 H 離」 をっ 本籍 囲 離 4#3

に改め、 同樣式備考2中「 本籍 国籍」 をっ 本籍・ 田籍 鄱 に \_ H 離 を記載」 を「 田 鄉 雒 を記載」 に改め

別記様式第十七の三、 別記様式第十八及び別記様式第十八の二中「囲鑑」 を III 1籍等」 に改める。

ಠ್ಠ

別記様式第十九の三の五備考及び別記様式第十九の三の六備考1中「囲鑑や記ლ」 や「国等籍を記載」に

改める。

別記様式第十九の三の八中「囲雛」を「囲雛새」に改める。

別記様式第十九の四の二中「 ・国籍」 を 。 国籍等」 に改め、 同様式備考2中「分攤・囲攤」 を「斗鯔

国籍等」に、「国籍を記載」を「国等籍を記載」に改める。

別記様式第二十中「囲鑑」を「囲鑑郷」に改める。

別記様式第二十三備考1中「 国籍を記載」 を「国等籍を記載」に改める。

附則

(施行期日)

1 この府令は、平成二十五年九月一日から施行する。

(経過措置)

2 この府令の施行前に受けた道路交通法第九十七条の二第一項第三号イに規定する認知機能検査の結果に

ついて、この府令による改正前の道路交通法施行規則 (以下「旧府令」という。) 第二十九条の三第一項

の式により算出した数値が三十六以上である者は、この府令による改正後の道路交通法施行規則 (以下「

新府令」という。)第二十九条の三第一項の式により算出した数値が四十九未満である者とみなし、 旧 府

令第二十九条の三第一項の式により算出した数値が三十六未満である者は、 新府令第二十九条の三第一項

の式により算出した数値が四十九以上である者とみなす。

3 この府令の施行前に交付された仮運転免許証、 出頭命令書及び免許証保管証の様式については、 新府令

別記様式第十五、 別記様式第十九の三の五、 別記様式第十九の三の六及び別記様式第二十三の様式にかか

わらず、なお従前の例による。